

広島県公営企業管理規程第八号

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十一月十七日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

広島県公営企業財務規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項に次の一号を加える。

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一條の二第六項の規定により
知事が指定をした者による納付

第二十四條中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 納入者が第二十二條第一項第三号に掲げる方法により納付したとき。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。